

# 民事訴訟事例から考える「知財と独禁」

## 第2回 差別的取り扱い・ライセンス拒絶①



知的財産権のライセンス拒絶や侵害行為に対する差止請求・損害賠償請求は知的財産権の権利行使の中核をなすものであるといえますが、無限定に許容されるものではなく、不当な取引拒絶行為であると評価され独占禁止法により制限されることがあります。これらの権利行使が制限されるのはどのような場合なのか、裁判例を通じて理解を深めることとしましょう。

九州大学法学部 准教授（経済法）・平山法律事務所 代表弁護士 平山 賢太郎

### はじめに

知的財産権のライセンス拒絶や侵害に対する差止請求は、知的財産権の権利行使の核心をなすものであるといわれます。しかし、このような権利行使にも制約があるのではないかということが、訴訟において争点とされることがあります。

事業者が他社と共同することなくライセンス契約締結その他の取引を拒絶したり、解除したりする行為については、一般に、「その他の取引拒絶」（一般指定2項）または「私的独占」（独占禁止法3条前段、2条5項）に該当するか否かという観点から検討が行われます。なお、競合関係にある複数の事業者が共同してライセンス拒絶を行う事例については、本連載において別途検討する予定です。

さて、上記の行為はこれら規定が規制対象とする行為にあたるといえますし、ライセンスの拒絶を受けた事業者は当該特許を実施して製品を製造することが不可能となれば製品市場から排除されてしまうかもしれません。しかし、独占禁止法（独禁法）の観点からは、取引の自由や取引先選択の自由は大いに尊重されるべきであると考えられているため、原則として、ライセンス拒絶には正当な理由があるといえ、それゆえ、公正競争の観点からみて不当な違法行為であると評価されることは通常はありません。

公正取引委員会（公取委）は、たとえば排除型私的独占ガイドラインにおいて、「事業者が、誰に商品を供給するか、どのような条件で商品を供給するかは、基本的には事業者の自由である」と指摘し、「事業者が独立した事業主体として、商品の供給先を選択」することは原則として私的独占に該当

しないという考え方を明示することによって、前記の原則論を確認しています（第2-5）。公取委の知的財産ガイドラインも、技術に関する知的財産のライセンス拒絶について同様の原則を示しています（第3-1(1)）。

事業者が他社と共同することなく単独事業者の経営判断として行うライセンス拒絶が独禁法に違反するものではないという考え方は、独禁法（競争法）を有する米国その他の各国に共通する基本原則です。たとえば米国においては、近時の最高裁判決においても、事業者はどの事業者と取引するかについて裁量を自由に行使できるということが確認されています（Verizon v. Trinko, 540 U.S. 398 (2004年)）。

### ライセンス拒絶行為に対する独禁法の適用

しかし、取引拒絶行為は常に合法とされるものではありません。排除型私的独占ガイドラインにおいては、たとえば、取引先事業者が事業活動を行うために必要な商品の供給を合理的な範囲を超えて拒絶し、取引先事業者が合理的な事情がないのに市場から排除されてしまう場合が、私的独占に該当し得る行為として紹介されています（第2-5）。

このような、取引先事業者が事業活動を行うために必要な商品の供給を合理的な範囲を超えて拒絶するという行為は、知的財産ライセンスにおいては具体的にどのような態様で行われるのでしょうか。

このことについて、知的財産ガイドラインは「横取り行為」を紹介しており、想定例として、「多数の事業者がパテントプールに参加し、プールの管理者から一定の製品市場におい

て事業活動を行うために必要な技術のライセンスを受けて事業活動を行っている場合に、プールに参加する事業者の一部が、他の参加者に知らせることなく、プールの管理者からプールされている技術を買い取って他の参加事業者に使わせないようにする行為」を掲げています。このような行為は競合者を製品市場から排除する効果が著しいといえますし、他社に知らせることなく特許を買い取るという行為態様は合理的な範囲を超えるものであると評価される可能性が高いので正当化理由を見いだすことも困難でしょう。

なお、知的財産ガイドラインは、平成29年改正において、標準必須特許権者による権利行使についての考え方を追記しました。標準必須特許行使の評価が争点とされた事例については、本連載において別途検討する予定です。

### 事例：六寶産業対日之出水道

知的財産高等裁判所平成18年7月20日  
平成18年(ネ)10015号損害賠償請求控訴事件

#### (1) はじめに

知的財産ライセンスの許諾数量制限、すなわちライセンスの一部拒絶について独禁法違反の成否が争点とされた代表的な事例をみるとこととしましょう。

#### (2) 事案の概要

##### ア 当事者

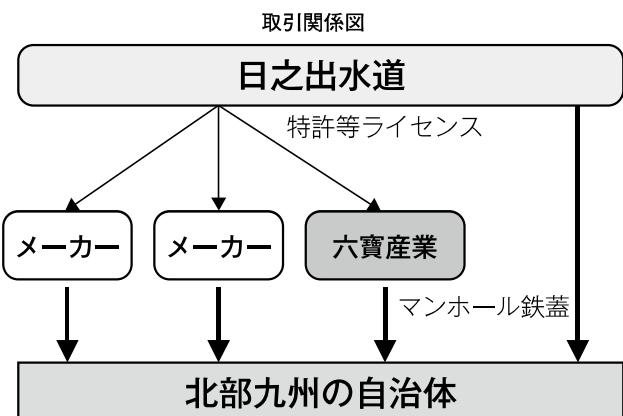
原審原告・被控訴人 日之出水道機器株式会社  
原審被告・控訴人 六寶産業株式会社

##### イ 事実関係および当事者の主張

マンホール鉄蓋に係る特許権等のライセンサーであるマンホール鉄蓋製造業者（原審原告・被控訴人）は、ライセンシー（原審被告・控訴人）に対するライセンス契約において許諾数量の上限を定め、許諾数量を超えて製品を販売する場合には超過数量相当の製品の製造をライセンサーに委託するものとしていました（ライセンス契約4条）。

原告は、被告がライセンス契約に違反して許諾数量を超える製品を製造・販売していたとして、債務不履行に基づく損害賠償を請求しました。

ところで、北部九州の各自治体では、マンホール鉄蓋について原告が保有する特許権等を実施した製品を仕様として指定するところが多く、他の形式の鉄蓋は事実上取引対象とされないようになっていました。各自治体は、本件特許権等を実施した日之出水道機器株式会社を仕様として指定する条件として、原告に対して、本件特許権等を認定業者に実施許諾することを約束するよう求め、原告はこれに応じ、各自治体に対して、「貴市が本件人孔鉄蓋（蓋及び受枠）の製造販売業者として適当であると御判断される業者に対しましては、貴市の公共下水道事業に限り、本工業所有権の実施を許諾し、本製品の円滑な供給に貢献させていただく所存でございます」といった書面を差し入れ、特許権等の実施許諾を行う旨約束していました。



被告は、原告は各自治体のマンホール市場において需給調整行為を行うことにより競争を実質的に制限し、独占的に高値で落札し続けていたのであり、これは合理的な特許権等の行使の範囲とは到底いえないもので、ライセンス契約の許諾数量制限条項は独禁法に違反して公序良俗（民法90条）に違反するので無効であると主張しました。

#### (3) 判決の要旨

##### ア 原審

請求一部認容。

「原告は、特許権等の実施許諾を通じて各自治体における人孔鉄蓋市場を支配し得る地位にあり、しかもそのような支配的地位は、単に本件特許権等を実施した自由競争により獲得されたものではなく、他の認定業者に実施許諾することを

約束した上で、日之出型鉄蓋を各自治体の仕様とする指定を得たことによって獲得したものであって、そのようにして獲得した支配的地位を背景にして許諾数量の制限を通じて市場における需給調整を行う場合には、特許権等の行使に名を藉りた濫用的な競争制限行為となり得る余地がある」

しかし、「本件で提出された証拠によっては、本件各契約の許諾数量制限方式が特許権等の権利を濫用したもので、独占禁止法に違反するものであるとは認めるに足りない」。したがって、「被告は債務不履行に基づく損害賠償責任を負う」。

#### イ 控訴審（本判決）

控訴棄却。

知的財産権行使と独占禁止法との関係—「独占禁止法21条は、『この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。』と規定している。この趣旨は、特許権は、業としての特許発明の実施の独占権であり（特許法68条）……特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであって、発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではない」

「被控訴人は、上下水道用の人孔鉄蓋について日之出型鉄蓋を仕様として指定している各自治体においては、本件特許権等の実施許諾を通じてその市場を支配し得る地位にあることからすると、被控訴人がその支配的地位を背景に許諾数量の制限を通じて市場における実質的な需給調整を行うなどしている場合には、その具体的な事情によっては、特許権等の不当な権利行使として、許諾数量制限について独占禁止法上の問題が生じ得る可能性があるといえる」

本件における許諾数量制限の趣旨—「本件各契約4条1項の許諾数量の上限の組数は、被控訴人が各自治体における1年間の鉄釜の総需要数を推定し、その推定数の75%を当該自治体における被控訴人以外の認定業者数で均等割した数量を基準として、被控訴人と控訴人が合意して定められたものである」

「許諾数量の上限に達するまでの分は、控訴人による本件特許権等の実施を無償とし、許諾数量の上限の超過分は、控訴人が超過数量相当の製品の製造を被控訴人に委託するもの

とすることにより、被控訴人は、本件特許権等の実施に対する実施料として、その委託製造による利益相当額を取得することができるようとしたことが認められる」「被控訴人としては、1年間の総需要数の75%は認定業者による無償の通常実施を認めた上で、残余の25%に相当する製品の製造、販売による利益を取得することにより本件特許権等の実施料相当分を確保しようとしたものといえる」

本件における許諾数量制限と独占禁止法の関係—「被控訴人が、認定業者に対し、本件特許権等について、これを無償で実施できる上限の製造販売量を定め、この許諾数量を超える分については被控訴人に製造を委託することを義務づけることとして通常実施権を許諾するという方式をとること自体は、何ら不合理なものとはいえず、また、本件特許権等を無償で実施できる許諾数量の上限を、各自治体における総需要数を推定し、その一定割合を被控訴人以外の認定業者数で均等割した数量を基準として定めることも、それ自体特段不合理なものとはいえない」

通常実施権許諾契約において「上限を超過する分については被控訴人に製造委託することが義務づけられていることによって、各自治体における鉄釜市場において、その結果としての受給調整効果が実際に実現されているとか、業者間の公正な競争が実際に阻害されているといった事情を認めるに足りる的確な証拠はなく、本件各契約における許諾数量の制限が、本件特許権等の不当な権利行使に当たり、独占禁止法に違反すると認めるには足りない」。また、「被控訴人への製造委託を義務づけることとしたのは、委託製造による利益相当額を取得することにより、本件特許権等の実施料相当分を確保しようとしたものであって、それ自体は特許権等の権利の行使として不当なものということはでき」ない。

「控訴人は、被控訴人が許諾数量超過分及び必須関連部品の購入価格を独占的に高額に設定することにより需給調整行為を行っている旨主張するが、……被控訴人から提示された見積書による価格はOEM製造による価格設定として不当に高額であったとはいえない」

#### （4）検討

本判決は、「発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的

に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではない」と述べ、原告が支配的地位を背景に需給調整を行うような場合には独禁法を適用するという一般論を明確に述べた点において注目されます。

また、本判決は、このような一般論の事案への適用において、ライセンス条項の趣旨を具体的に探究し、当該条項が独禁法上問題のある需給調整という目的に基づくものではないことを丁寧に検討した点においても、興味深い判決です。

ところで、本判決が示した上記の一般論は、「産業の発達」という特許法等の目的を判断基準として独禁法適用の可否を決するというものです。「産業の発達」に反する権利行使は、本判決がいうように独禁法の適用対象となることはもちろん、これにとどまらず、特許法等の観点からは権利濫用と評価され制約されることとなるでしょう。このような意味において、独禁法の観点からの違法性評価と特許法等の観点からの違法性評価は接近しており、少なくとも矛盾・対立するものではないことが理解できると思います。

なお、知的財産ガイドラインは、技術に関する知的財産権の行使について、「権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を發揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合」には独禁法が適用される旨の考え方を示しています（第2-1）。これは、特許法の目的である「産業の発達」に対する明示的な言及はないものの、その趣旨は本判決と同一であるといえます。

## 今回のまとめ

特許権等に基づく差止請求が独禁法により制約されることがあるという考え方に対しては、違和感を抱く方も少なくないのではないかと思います。

しかし、差止請求の制限は権利濫用という検討枠組のもとでも議論されていることであり、具体的な判断基準も同一です。独禁法は、ライセンス拒絶や差止請求という特許権等の行使に対して追加的な制限を課すものではなく、権利濫用抗弁とは異なる主張の方法〈別訴提起（本連載第1回参照）や公取委への被害申告〉を当事者に与えるものにすぎないと考えておくのがよいでしょう。

### 【掲載誌】判例集未登載

【本判決の評釈】森平明彦・ジュリスト1399号（平成22年）p.150、白石忠志『独禁法事例集』（有斐閣・平成9年）pp.246～250、松宮広和・平成19年度重要判例解説（平成20年）pp.283～285、青柳由香「判批」知的財産法政策学研究20号（平成20年）pp.299～353等。

### 参考条文

#### 【取引拒絶】

##### 独禁法19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

##### 独禁法2条9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

（1号～5号略）

6 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

（ロ号以下略）

#### 「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）2項（その他の取引拒絶）

不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

#### 【私的独占】

##### 独禁法3条

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

##### 独禁法2条5項

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

ひらやま けんたろう

公取委に3年間勤務し、特許権濫用事件・国際カルテル事件等の主任審査担当官を務めた独禁法専門弁護士。Chambers Asia等の国際ランキングにおいて、日本を代表する独禁法弁護士の一人として紹介されているほか、九州大学法学部において「知財と独禁」や「プラットフォームビジネス」について研究を続けている。

日弁連独禁改正問題ワーキンググループ元委員、第二東京弁護士会経済法研究会副代表幹事、東京大学比較法政研究センター外国競争法事例研究会幹事、日本ライセンス協会理事および同協会独禁法ワーキンググループリーダー。